

令和7年7月1日

茨城県 産業戦略部 技術振興局技術革新課 地域産業振興室 鈺政担当

砂利採取業者登録・変更届について

下記の書類を正副各1部提出してください。(1部は受理後に受付印を押印し、申請者控えとしてお返しします。)

記

様式	登録	登録事項変更届					備考
		申請者の氏名又は名称及び所在地	事務所の名称又は所在地	業務主任者	事務所の新設	役員の変更	
1. 砂利採取業登録申請書 (要領様式第1号)	○						茨城県収入証紙の貼付が必要 通知書等の交付希望 紙: 13,500 円、電子: 13,380 円
2. 登録事項変更届書 (要領様式第4号)		○	○	○	○	○	
3. 登録申請者の誓約書 (要領様式第1号の1)	○					○	役員が変更となった場合は新しい役員(役員の退任のみの場合は省略)
4. 業務主任者の誓約書 (要領様式第1号の2)	○			○	○		変更の場合は新たな業務主任者
5. 業務主任者に関する証明書 (要領様式第1号の3)	○			○	○		
6. 業務主任者の雇用を示す書 (次のうちいずれか一つ) ①源泉徴収書 ②雇用契約書 ③労災保険掛金台帳 ④従業員のための保証書 ⑤その他雇用事実を客観的に証明するもの	○	○		○	○		業務主任者が登録申請者(個人)又は法人の役員の場合は省略(変更の場合も省略)
7. 業務主任者合格证(原本) ※内容確認後返還	○			○	○		変更の場合は変更前の者及び変更後の者
8. 登録申請者の生年月日、性別を証する書面※1	○	○				○	法人の場合その役員(変更の場合は新しい役員のみ)
9. 業務主任者の生年月日、性別を証する住民票(個人番号のないもの)※2	○			○	○		変更の場合は新しい業務主任者
10. 登録事項証明書	○	○	○	○	○	○	法人の場合(業務主任者の変更又は事務所の新設の場合は、新しい業務主任者が法人の役員の場合)
11. 受取希望申請書(要領様式第27号)	○						

※1 例: 住民票(原本: 個人番号のないもの)、健康保険証の写し等。

※2 砂利採取業者の登録等に関する規則第2条第2項第4号に基づく。

問い合わせ先: 茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課
TEL (029)301-3584 FAX (029)301-3599